



# 大津市公報

令和元年10月16日  
号外(第34号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次	
○ 条 例	
44 大津市学校給食運営費負担調整基金条例	1

## 条 例

大津市学校給食運営費負担調整基金条例を公布する。

令和元年10月16日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第44号

大津市学校給食運営費負担調整基金条例  
(設置)

**第1条** 本市における学校給食事業の運営に要する経費の財源に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定により、大津市学校給食運営費負担調整基金(以下「基金」という。)を設置する。  
(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、学校給食事業特別会計歳入歳出予算で定める額とする。  
(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。  
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。  
(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、学校給食事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。  
(繰替運用)

**第5条** 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。  
(処分)

**第6条** 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。  
(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。